

社会福祉法人クープ
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人クープの定款第8条及び21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 この規程に基づいて支給する報酬月額は次の通りとする。

評議員	無報酬
役員（理事・監事）	無報酬
理事長 但し、理事長の職務とこの法人の職員を兼務する場合	30,000円
理事長 但し、理事長の職務に専従し、月に10日以上遂行する場合	150,000円

(報酬の支払方法)

第3条 報酬の支払は、次のとおりとする。

- (1) 毎月16日に起算し、15日に締めきり、25日（当日が土・日曜日又は国民の祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 報酬の支払額は、源泉徴収後の金額を支払うものとする。

(その他の支給額)

第4条 第2条に掲げるものが、職務のため出張した場合の旅費は、旅費規程により支給することができる。

- 2 第2条に掲げるものが、市内の会議又は法人及び事業所の運営のための業務にあつた場合の経費は、費用弁償規程により支給する。但し、兼務者の同日開催の会議への業務及び理事長を除く。

(その他)

第5条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。